

みんなちがって
みんな一緒!

障害者権利条約

Convention on the Rights of Persons with Disabilities



Yellow Ribbon

日本障害フォーラム
(JAPAN DISABILITY FORUM)
JDF



私も推薦します

鶴見俊輔



黒柳徹子





女優・(社福)トット基金理事長
・ユニセフ親善大使

黒柳 徹子

日本は、昨年、国連の「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の人権を実質的に保障していく姿勢を国の内外に明らかにしました。

これまで私たちは、障害のある人もない人も、協力して「完全参加と平等」(国際障害者年1981年行動指針)の促進に努めてまいりましたが、実現に至っていません。今度こそ、力を合わせあらゆるバリアを取り除き、法制度なども整備して条約を批准し、本当の社会参加を達成することが、政府、国民の使命だと思っています。

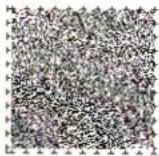


哲学者

鶴見 俊輔

私はうつ病もちで、八十五歳まで仕事をつづけてこられたのは、この社会の中に助ける人びとがいたおかげです。家庭の内外、そして医者、看護師に、精神障害者に対する共感をもつ人々がいることが、必要であるとつよく感じています。

まだ学生のころオットー・ノイラートの総文学世界史年表を見て、人間の寿命がのびたことにおどろきました。この変化にそって、人間の日常の風俗が老人と障害者に対してかわって来ており、さらに自覚的にかわってくることを老人のひとりとして望みます。



目次

グラビア 2~3

はじめに JDF代表 小川榮一 4~5

コラム 条約は何語で書かれているのですか? 6

コラム 権利条約の批准に向けて「地域フォーラム」の開催 31

第一部 権利条約って何? 7~16

- Q 1 障害者権利条約ってなんですか?
- Q 2 障害者権利条約はどんな内容ですか?
- Q 3 障害者権利条約が目ざしているのは、どのような社会ですか?
- Q 4 障害者権利条約に定められているポイントをいくつか挙げてください。
- Q 5 障害者権利条約で決められたことを各国が行うために、どんな仕組みが設けられていますか?
- Q 6 障害者権利条約が作られるまで、民間の障害者団体などが果たした役割はなんですか?
- Q 7 わが国が障害者権利条約を結ぶために、何が必要ですか?
- Q 8 障害者権利条約の考え方を実現するために、私たちにできることはなんですか?

第二部 権利条約をもっと知りたい人のために 17~42

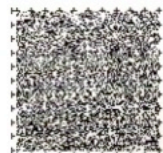
前文—みんなちがってみんな一緒/すべての障害者のための条約—条約の目的と障害者—/障害に基づく差別とは/合理的配慮とは/コミュニケーションと言語/条約の原則—/一般的義務や平等・非差別/女性障害者・障害のある子ども/障害者に対する意識向上/アクセシビリティ/法的能力と司法のアクセス/条約と強制医療/地域であたりまえに自立して暮らす権利/情報へのアクセス/視覚障害者の移動と情報保障/盲ろう者と権利条約/知的障害者の情報アクセス/権利条約によって変わるべき日本の教育/労働及び雇用に関する権利/政治的及び公的活動への参加/文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加/国際協力と国際開発/国内での実施・監視のしくみ/条約の実施

障害のある人の権利に関する条約（条文タイトルのみ） 43

日本障害フォーラム（JDF）について 44

権利条約をめぐる経過とJDFの活動 46

監修および執筆協力者 48



福祉新聞2007年10月8日 ©時事



2007年9月28日、米国・ニューヨークの国連本部において日本政府が障害者権利条約に署名する様子です。中央が高村正彦外相です。



2006年8月、第8回特別委員会の報告書が採択された瞬間です。条約の内容がほぼ固まった瞬間です。大きな拍手が長く続きました。

向かって左が東俊裕弁護士。車いすを使う障害当事者です。JDFの推薦により日本政府代表団顧問として5年にわたる条約交渉に参加してきました。右は外務省の鈴木さん。第7・8回の特別委員会では日本政府代表団長を務めました。



八代英太JDF顧問。第3回特別委員会で条約の重要性を訴えています。特別委員会における国会議員としての演説は、八代さんが初めてでした。向かって右後方には外務省の角さん。当時、日本政府代表団長を務め、第13条の議論などに貢献されました。



第8回特別委員会の会期中にJDFが開催したサイドイベントの様子です。昼休みを利用してパネルディスカッションを行うものです。国会議員の原口一博さんをはじめ、国連人権高等弁務官事務所のエイモン・ウォーカーさん、韓国政府代表のイ・イクソブさん等をお迎えしています。





ドン・マッケイ第2代特別委員会議長。ニュージーランドの方で条約交渉の取りまとめに手腕を発揮し、条約成立に多大な貢献をされました。



キキ・ノルドストローム世界盲人会連合会長（当時）。IDC（国際障害コーカス）のリーダーの一人です。



リサ・カウビネン世界ろう連盟会長（当時：左端）。大変積極的に交渉に参加した方です。



ロバート・マーチンさん。ニュージーランドから参加した知的障害当事者で、特別委員会で発言している様子です。



世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク共同代表のティナ・ミンコウィッツさん。アメリカの精神障害当事者です。IDC（国際障害コーカス）のリーダーの一人で、精力的に活動しました。

障害者権利条約推進議員連盟（議連）総会の様子です。各政党の国会議員やJDFと政府関係省庁も参加しています。スピーチしているのが会長の中山太郎元外相（自民）。80人近くの国会議員が議員連盟に入っています。



2006年12月13日の国連での条約採択をうけて、JDFと議連が共同で記者会見を行っている様子です。



はじめに

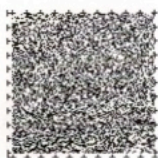
「完全参加と平等」というテーマのもと、障害のある人もない人も共に暮らし参加できる社会をつくろうという動きが、わが国を含め、世界の国々で大きな流れとなって取り上げられたのは、国際障害者年（1981年）のことでした。

それから30年近くの年月が経ち、「国連・障害者の十年（1983年～1992年）」をはじめとして、世界でさまざまな取り組みが行われてきていますが、各国の実情をみると、まだその実現の途上にあると言わざるを得ません。このことはわが国においても言えることです。

わが国では、障害者は法律のうえでサービスの種類などから、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3つに分けられています。国（厚生労働省）からの発表によりますと、身体障害者は約366万人、知的障害者が約55万人、精神障害者が約303万人であり、合計約724万人で、わが国の総人口約1億2千万人の約6パーセントを占めていることになり、およそ16人～17人に1人の割合となります。世界的には「One In Ten」（10人に1人）と言われ、わが国の障害者数ももう少し多いかもしれません。このことから分かるように、私たちの周りには数多くの障害者が暮しています。そして、障害者を含むすべての人が、私たちの地域や社会を皆でつくりあげながら活動し、社会の一員として生活を共にしているのです。

しかし、障害があるということは、現実に生きている生活の場などで、いろいろな制約を受けざるを得ないことがあります。移動するときの不自由さ、文化活動やスポーツを楽しむとき、ショッピングやレストランに出かけたりするときなどに、さまざまな制約や困難などがあります。それとともに、依然として存在しているのは、障害者に対する無知・無理解な人たちの視線や振る舞いです。

障害者に対しては、家族や地域、それに専門職、さらに公的なサービスが支援をしていけばよい、と思われがちですが、その前提になる大切なことは、一人の人間としてその人権が尊重され、周囲の人々と同じように社会のなかで生活ができるように、社会そのものを変えて行くことです。

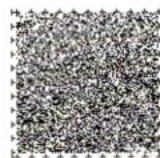


このような中、2006年12月13日に「障害者権利条約」が国連総会で採択され、2007年9月28日には日本も「障害者権利条約」に署名をしました。これにより、たとえ障害があっても、あたりまえに社会生活を送る権利の主張ができるようになります。

わが国で「障害者権利条約」が批准されるためには、現在のさまざまな法律の改正や、場合によっては新しい法律の制定も必要となります。これらの実現によって、共に生きるよりよい社会へと変わることが期待できます。

「障害者権利条約」に関心をもつことは、すべての人にとって大切なことであり、住みやすい社会をつくることにつながります。障害当事者を中心に多くの関係者が参加して活動している日本障害フォーラム（JDF）では、「社会を変える」ことへの期待をこめて、この書を作成しました。

日本障害フォーラム（JDF）
代表 小川 榮一



じょうやく なにご か 条約は何語で書かれているのですか？

しょうがいしゃけんりじょうやく
障害者権利条約をはじめ国連の条約は、せいしき ぶんしょう せいぶん
正式の文章（正文）としてアラビ
ア語、ちゅうごくご まいご
中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の6つの国連公用語
でつくられます。

これらのせいぶん にほんご ほんやく
正文を日本語に翻訳しないとけません。そこでじょうやく
条約ができると、
にほんせいふ は、かり ほんやくぶん かりやくぶん
日本政府は、仮の翻訳文となる「仮訳文」をつくります。「仮訳文」はせいふ
政府が
じょうやく しよめい こうひょう
条約に署名をするときに公表されます。そして、こっかい しょうにん ひつよう ひ
国会などの承認が必要な批
准のときに、にほんせいふ せいしき やく こうていやく
日本政府の正式の訳である「公定訳」がつくられます。しょうがいしゃ
障害者
けんりじょうやく
権利条約についても2007年9月にせいふかりやくぶん
政府仮訳文がだされましたが、しょうがい かんけい
障害に關係
することばなど、しゅうせい
修正すべきところがいくつみ
か見られます。

この冊子では、さつし じえーでいーえふ いちいん かつどう
JDFの一員としても活動してこられたけんきゆうしゃ かわしまさとし
研究者の川島聡さん
とながせおさむ つく やく さんこう
と長瀬修さんが作った訳を参考にしてています。い か ゆーあーるえる ちん
以下のURLでご覧ください。

6

かわしまさとし ながせおさむかりやく
川島聡・長瀬修仮訳：

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/index.html>

にほんせいふ かりやくぶん
日本政府の仮訳文：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Convention relative aux droits des personnes handicapées

Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad

КОНВЕНЦИЯ О ПРАВАХ ИНВАЛИДОВ

残疾人权利公约

الأشخاص ذوي الإعاقة اتفاقية



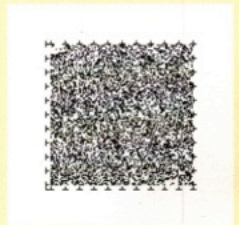


Yellow Ribbon

だ い い ち ぶ
第一部

けんりじょうやく なに
権利条約って何？

第
一
部





しょうがいしゃけんりじょうやく
Q1 障害者権利条約ってなんですか？

2006年12月13日に国際連合の総会で決議された国際条約です。国連でつくられた人権条約としては9つめのもので、2008年5月3日に効力を持つようになりました。

この条約は、障害者のために新しい権利を作り出すものではありません。人としてあたりまえの権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としたものです。

世界保健機関（WHO）の推計では、世界の10%の人々がなんらかの障害をもち、そのうち80%が発展途上国に住んでいるとされています。世界の多くの障害者は、あたりまえの権利が認められない、厳しい状況にあることから、特にこの条約が、各国の話し合いによって作られたのです。

コラム1 国連の人権条約

1945年に設立された国際連合は、すべての人の自由と平等をうたった「世界人権宣言」（1948）を決議しました。そして、世界人権宣言に法的な力を持たせるため、「国際人権規約」（1966）以降、9つの人権条約をつくりました。ただし、2006年につくられた「強制失踪防止条約」は、まだ効力を持っていません。

<国連の人権条約>

人種差別撤廃条約（国連で決議された年1965年／日本が条約を結んだ年1995年）

国際人権規約（自由権）（1966年／1979年） 国際人権規約（社会権）（1966年／1979年）

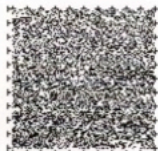
女性差別撤廃条約（1979年／1985年）

拷問等禁止条約（1984年／1999年）

子どもの権利条約（1989年／1994年）

移住労働者の権利条約（1990年／まだ結んでいません）

強制失踪防止条約（2006年／まだ結んでいません） 障害者権利条約（2006年／まだ結んでいません）



Q2 障害者権利条約はどんな内容ですか？

障害者権利条約は、全部で50条からなります。第1条～9条は、条約の骨格となる一般的な規定について、第10条～30条で個別の権利などについて、第31条～40条で条約を実施することについて、第41条～50条で条約を結ぶ手続きなどについて述べています。

この条約では、障害者を憐れみの相手として見るのではなく、自分の人生について決める力があり、社会の一員として誇りを持って生活する主人公（主体）と捉えています。

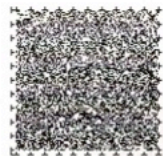
障害者に対する差別を禁止し、差別とは何かを示しています。

すべての障害者が社会に参加できることを求め、社会の側は、障害者一人ひとりを尊重し、受け入れることを求めています。

障害者が、ほかの人たちと平等であり、建物や設備、交通や情報などを同じように利用できることを定めています。

また特に、男女の平等や、障害のある子どもの権利についても定めています。

障害のある人もない人も、一人ひとりの違いが尊重され、同じように生活できること——「みんなちがってみんな一緒」が、この条約の考え方です。



Q3 障害者権利条約が目ざしているのは、どのような社会ですか？

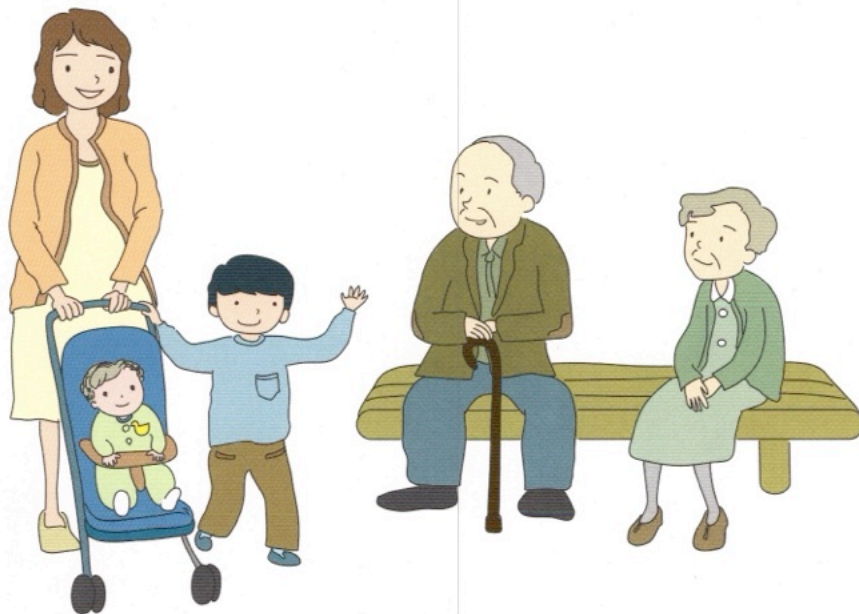
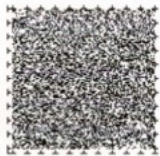
障害者権利条約が目ざしているのは、すべての障害者が、そしてすべての人が住みやすい社会です。

私たちの町で、障害のある人もない人も、共に暮らすこと—— 職場や学校で、障害のある人もない人も、共に働き、学ぶこと—— それがあたりまえな社会です。

私たち自身や、家族や友人も、怪我をしたり、病気になったりします。やがては誰もが歳をとります。私たち自身が障害者になることも、あるかもしれません。

障害のない人も、重い荷物を運んだり、ベビーカーを押して歩くことがあります。

権利条約が目ざしているのは、そんな誰もが、あたりまえに生活し、行動し、参加できる社会です。権利条約は、障害のある人もない人も含めた、私たちすべての生活を変えることができる条約ではないでしょうか。



Q4 障害者権利条約に定められているポイントをいくつか挙げてください。

● 「障害」とは何か。「障害者」とは誰か

これまで「障害」とは、目が見えない、歩けないなど、その人が持っている性質だけから生じると、多くの場合考えられてきました。この条約では、それだけでなく、そうした個人の性質のために、働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会の仕組み（人々の偏見、建物や制度など）にも問題があり、そのような社会と人との関わりから「障害」が生じるとして

います。

● 差別とは何か

障害があるからといって、会社に雇わない、学校に入学させないなど、障害のない人と違った不利な扱いをすることは、もちろん差別です。（このような差別を「直接差別」といいます。）

また、例えば入社試験や入学試験を行うとき、障害を理由にはしませんが、「会話による面接ができること」、「墨字（点字ではない、手書きや活字などの文字）の問題用紙が読めること」などの条件をつくり、結果として障害者が不利になることも、差別としています。（このような差別を「間接差別」といいます。）

さらにこの条約では、「合理的配慮を行わないこと」も、差別であるとしています。では合理的配慮とは何でしょうか。

● 「合理的配慮」とは

例えば、障害者が、ほかの人と同じように働くためには、何が必要でしょうか。

◇職場の入り口の段差をなくす。◇仕事の資料を点字にする。◇会議に手話通訳や要約筆記（文字による通訳）を置く。◇仕事の手順を分かりやすく説明する。◇働く時間をほかの人より短くする・・・。

政府や会社、周りの人々などが、このように障害者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことが、合理的配慮です。



合理的配慮は、仕事や教育など、あらゆる場面で求められます。これを
行わないことは、差別とされています。

●法的能力について

選挙で投票したり、物や財産を売り買いしたり、裁判に参加したりという行
為は、法律に基づいて行われますが、障害者の中には、このような行為を法律
上認められない人たちがいます。

この条約では、すべての障害者にはそのような行為をする法律上の能力があ
るとしています。仮にそれが難しい場合があっても、代わりに何かをしてあげ
るという考え方はしません。障害者が自分で行動するために、人からの支援を
自ら選んで受ける権利があるとしています。

●参加とインクルージョン

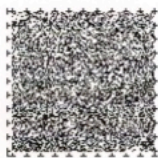
学校や、職場や、自分の住む地域など、社会生活のあらゆる場面に、障害者が、
ほかの人と同じように参加できることを、この条約は求めています。

また社会の側は、これまで十分に参加ができなかった障害者を、あらゆる場
面でその一員として受け入れることを求めています。このように、社会が障害
者の参加を受け入れることをインクルージョンといいます。

本人が望まないのに、障害者だけが特別の場所で暮らしたり、学んだりして
いる状態は、インクルージョンとは言えません。この条約では、特に地域での
生活と教育についてのインクルージョンが強調されています。

●手話は言語である

この条約では、手話は、日本語や英語と同じように、言語の一つとされてい
ます。これまで、学校や、その他の生活の場面で、手話を使うことが歓迎され
なかったり、認められないことがありました。それは、聞こえないことに対す
る偏見とともに、手話が、みなさんが使っている日本語と同じ「言語」として
認められていなかったからではないでしょうか。



Q5 障害者権利条約で決められたことを各国が行うために、どんな仕組みが設けられていますか？

障害者権利条約は、条約を結んだ各国の政府の中に、条約で決められたことを行うための部署を置くよう定めています。

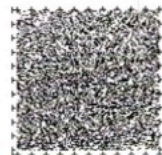
また各国の中に、条約で決められたことが行われているか監視するための仕組みを設けることも定めています。この監視の作業には、障害者が必ず参加しなければなりません。

このように、国内で条約を実施することや、その監視について定めた条約は、障害者権利条約が初めてです。

国際的には、「障害者権利委員会」が設けられ、条約を結んだ国から、障害者を含む委員が参加します。

障害者権利委員会は、条約を結んだ各国から定期的に報告を受け、必要があれば提案や勧告を行います。

さらに、条約を結んだ国は、少なくとも2年ごとに「締約国会議」を開いて話し合うこととしています。



Q6 障害者権利条約が作られるまで、民間の障害者団体などが果たした役割はなんですか？

障害者権利条約は、国と国の間に結ばれる条約でありながら、それを作る作業に、民間の障害者団体や関係団体、あるいは個人がさまざまな形で参加したことが特徴です。

障害者権利条約は、2002年から2006年にかけて、国連の中に設けられた「特別委員会」を8回開催して作られました。2002年の第1回特別委員会では、各国の政府だけでなく、民間の障害者や関係者が参加し、発言できることが決められました。

世界の障害者団体や関係団体は、「国際障害コーカス」と呼ばれる組織を作り、障害の種類を超えて協力しながら、特別委員会で重要な発言を行いました。

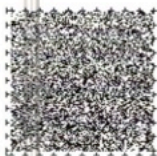
また、特別委員会に参加する各国の政府代表団の中に、障害者が含まれていることも少なくありませんでした。

障害者権利条約は、「私たちのことは、私たち抜きで決めないで (Nothing about us without us!)」を合い言葉に、障害者自身が参加して作られたのです。

コラム2 日本の障害者団体の活躍

日本では、日本障害フォーラム (JDF) を中心とする、民間の障害者団体や関係団体が、2002年から8回開かれた特別委員会に毎回参加しました。第2回特別委員会からは、日本政府の代表団に、障害のある専門家が顧問として参加しました。

また国内では、特別委員会で話し合われる事柄について、日本障害フォーラム (JDF) が、政府の各省庁とたびたび意見交換を行い、障害者の立場からさまざまな提言を行いました。



Q7 わが国が障害者権利条約を結ぶために、何が必要ですか？

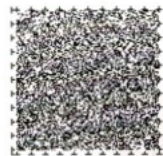
日本政府は、障害者権利条約が国連で決議（2006年12月）されたあと、2007年9月に、この条約に「署名」しました。「署名」とは、国が条約の内容に従う意思を示す手続きです。

署名した条約を、正式に結ぶことを「批准」といいます。日本政府は、まだこの条約を批准していません。批准するためには、国内の法律や制度を、条約の考え方に合うよう変えていく必要があるためです。

2008年4月3日には、世界で20番目の国がこの条約を批准しました。条約に定めてあるとおり、その30日後の5月3日に、この条約は効力を持つようになりました。

もちろん、わが国も条約を批准することが必要です。しかし、ただ批准の手続きを急げばいいのではありません。大切なのは、この条約をきっかけに、障害のある人もない人も、共に暮らしやすい社会を作っていくことです。

権利条約は、私たちの生活のあらゆる場面に関わっています。社会の仕組みを変えていくために、私たちみんなの努力が必要です。



Q8 障害者権利条約の考え方を實現するために、私たちにできることはなんですか？

身の回りを^{みまわ}見てみましょう。^{わたし}私たちの^{まち}町に、^{しょうがいしゃ}障害者が暮らしていますか。^{わたし}私たちの^{しょくば}職場に、^{とも}共に働く^{しょうがいしゃ}障害者はいますか。^{がっこう}学校には、^{とも}共に学ぶ^{しょうがいしゃ}障害者がいますか。

私たちは、^{ばめん}さまざまな^{わたし}場面で、^く私たちの暮らす^{しゃかい}社会を^{かたちづく}形作る^{いちいん}一員です。^{わたし}私たち自身が、^{みまわ}身の回りの^{しく}仕組みを^{ひと}一つひとつ^か変えていくことができるのではないのでしょうか。

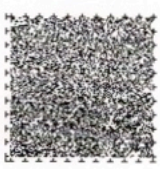
^{ふだんつか}普段使う^{たてもの}建物の^い入り口に^{くち}スロープを^つ付けることもその1つです。^{しょうい}書類に^か書かれた^{ないよう}内容は、^{てんじ}点字にしたり、^よ読み上げたり、^{だれ}あるいは^わ誰もが^わ分かりやすいよう^{せつめい}説明することもできます。^{まどぐち}窓口では^{しゅわつうやく}手話通訳を^{たの}頼んだり、^{ひつだんよう}筆談用の^{ひっきぐ}筆記具を^お置くこともできます。^{つか}疲れたときに^{すわ}座れる^{いす}椅子を^お置くこともできます。^{さまざま}さまざまな^{かつどう}活動に、^{しょうがいしゃ}障害者が^{さんか}参加できるように^{たし}なっているか、^{たし}確かめてみましょう。

身の回りの^{しく}仕組みを^か変えていくためには、^{おおく}多くの^{はな}話し合いが^{ひつよう}必要です。そして、その^{はな}話し合いの^ば場にも、^{しょうがいしゃ}障害者が^{さんか}参加しているかどうか、^{たし}確かめてください。^{ほんにん}本人の^いいないところで、^{ほんにん}本人に関する^{こと}ことを^き決めることはできません。

16

コラム3 日本障害フォーラム (JDF) の活動

日本障害フォーラム (JDF) は、^{せいふ}政府との^{いけんこうかん}意見交換を^{つづ}続け、^{けんりじょうやく}権利条約に^{さだ}定められた^{こと}ことをわが国でどのように^い行っていくか、^{ていげん}提言しています。^{おこな}党派を超えた^こ国会議員の^{あつ}集まりである、「^{けんりじょうやく}権利条約推進議員連盟」とも^{きょうりやく}協力しています。また、^{じょうやく}条約についての^{りかい}理解を^{ひろ}広めていくため、^{おこな}さまざまな^{おこな}キャンペーンを^{おこな}行っています。その1つが、「^{イエロー}イエロー^{リボン}リボン運動」です。^{うんどう}イエローリボンを、^{じょうやく}条約の^{ふきゅう}普及の^{しんぼる}シンボルマークとし、^{せんこく}マークをかたどった「^{イエロー}イエロー^{リボン}リボンバッジ」を^{ぜんこく}全国に^{はいふ}配布しています。また^{ほんかくち}日本各地で、^{じょうやく}条約について^{はな}話し合う「^{ちいき}地域フォーラム」を^{ひら}開いています。この^{さつし}冊子を^{おおく}多くの人に^よ読んで^{ひと}いただくことも、この^{ひと}キャンペーンの一つです。 Yellow Ribbon





Yellow Ribbon

だ い に ぶ
第二部

けんりじょうやく し ひと
権利条約をもっと知りたい人のために

第二部





障害者権利条約は、全部で50条からできています。その各項目に先立って、「前文」といわれる文章が付けられています。権利条約では「合理的配慮」をはじめとする新しい考え方が盛り込まれています。前文は法律としての拘束力はあ
りませんが、権利条約全体の趣旨や各条項をどのように理解するのかについて
大切なポイントが書かれているのです。

これまで人権は、自由権（参政権など）と社会権（教育権など）と大きく二
つに分けられてきました。しかし、この条約では、すべての人権が支えあって
成り立っていることが強調されています。例えば、障害者の参政権を考えると、
点字や手話、テレビの字幕等で情報保障がなければ、投票の権利を行使するこ
とはできない人が出てきます。障害者の参政権を実現していくためには、情報
の保障が不可欠になるというようなことです。

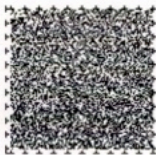
また、障害について、社会の態度や環境のバリアーのために社会への参加が
妨げられていることから生まれるものと、社会や環境との関係を重視した捉え
方をしています。

そして、「障害に基づく差別は人間の固有の尊厳を侵害するもの」とした上で、
障害者の多様性についてもふれています。「みんなちがって、みんな一緒」が、
この条約の基本精神です。

障害者が自分の生活をコントロールし、自己決定することを基本とした自律・
自立という考え方や、障害者が政策や計画の決定過程に参加することの重要性
も示されています。「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」は権利条約
の批准に当たっても大切なことです。さらに、人種や民族、宗教、女性・少女、
子ども等、他の差別との重なり合いのこともふれられています。

以上のような前文で示されているさまざまなポイントをふまえて、各条項を
理解して、日本の法制度を変えていくことが求められます。

(前文)





第1条は非常に大切です。条約の目的と、どういう人が障害者という考え方が定めてあります。

まず、条約の目的は、すべての障害者のすべての権利を保障し^{そんげん}尊厳を尊重することです。条約を作るための話し合いの結果、ある特定の障害者が、権利が保障される対象から^{はいじょ}排除されないようにするために、「障害者」の前に「すべての」という言葉がつけられました。

また、障害者とは、「～できない」といった個人の特質^{きのうしょうがい}（機能障害）と^{まわ}周りの環境との関係によって、障害のない人と同じように社会に参加できない人も含まれる、と考えるべきであるとしています。この考え方は、人類が長い時間をかけて到達したもので、条約の「骨」となる基本的なものです。

こうした条約の規定は、日本において何を意味するのでしょうか。

一つ目に、障害のない人と同じ権利が保障されるべき「障害者」の範囲の問題があります。日本の法律で決められている障害者の範囲は、特に他の先進国と比べ、非常に狭いといえます。判定の基準が、何がどこまでできるかという^{かたよ}身体の機能の状態に偏っており、社会参加する上でさまざまな制約があっても、難病の人やいわゆる発達障害といわれる人は障害者とされてない場合が多く、日常生活や社会生活を送るための必要な支援や福祉サービスを受けられないことが少なくありません。ですから、日本の障害認定の制度を条約にそって変えなければなりませんし、障害者に関係する新しい法律を作る場合も障害者の範囲を今の制度のように狭い範囲にしてはいけません。

二つ目に、^{まわ}周りの環境との関係で社会への参加が制限されるのが「障害者」なので、障害者の社会参加のためには、社会の側が変化しなければなりません。障害のない人と比べて障害者の権利を制限するような社会の制度は直さなくてはならないのです。

(1条)



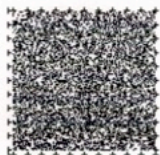


これまで障害のある人に対する差別は、障害を理由とする不利益取り扱いだけを差別として考えてきました。たとえば、障害を理由に免許や資格を与えないとか（これを欠格条項といいます）、採用試験をはじめから受けさせないといった取り扱いがそれにあたります（直接差別）。しかし、そうした不利益取り扱いをなくすだけでは、障害者の社会参加や平等を実現することはできません。

条約では、そのほか、直接は障害を理由としていなくても他の要件を持ち込むことによって、結果的には障害のある人が排除されることになる場合も差別にあたるとしました（間接差別）。そして、たとえば、視覚に障害のある人が入学試験や採用試験を受けるためには、点字や拡大文字による試験を行うことが必要ですし、筆記に時間のかかる肢体障害者には時間延長の配慮が必要です。また、障害者が働くためには職場をバリアフリー化し、補助機器などを用意したりサポートしたりしてくれる介助者を配置しなければ、十分な能力を発揮することができません。そうした配慮が実行されてこそ、障害者にとっての真の平等が実現されることになります。こうした配慮で実現が可能であり、それが大きすぎる負担とまでいえない場合に実現されるべき義務を合理的配慮義務といいます。第2条は、そうした考えの下に、障害を理由とする不利益取り扱い（直接差別）に加え、間接差別と合理的配慮義務の違反も「障害に基づく差別」としたのです。

今後、わが国においても、障害を理由とする不利益取り扱いだけでなく、間接差別や合理的配慮義務違反が障害者に対する差別として排斥されなければならないことを、法律によって明確にし、社会に浸透させることが必要です。

(2条)





「合理的配慮」というのは、これまでの人権条約にはみられなかった新鮮な考え方です。と同時に、障害者権利条約の真髄部分の一つとなります。

この合理的配慮については、二つのポイントで押さえることが大切です。一つ目はその意味についてですが、障害に伴うさまざまな不平等や不利益について、これらを解消するための改善や変更を、社会の側から行なわなければならないとする考え方です。言い換えれば、障害を当人やその家族だけの問題にしてはいけないということです。

二つ目のポイントは、合理的配慮を「差別」との関係で捉えなければならないという考え方が示されたことです。条文の中で、「合理的配慮を行わないことは差別に当たる」と明言しています。意図的な差別をしてはいけないというのは言うまでもありませんが、合理的配慮を行わないこともれっきとした差別に当たるというのです。つまり、目に見える差別だけではなく、必要なことを「しないこと」も差別とみなしているのです。とても画期的な考え方です。

例えば、車いすのためのスロープ設置を怠ったレストランや公的な窓口に手話通訳者がいないなど、また公共的な場所で知的障害者のためのわかりやすい表示がないなども「合理的配慮を行わないこと」に該当する場合があります。ただし、条文には、「過度の負担がかかる場合にはその限りではない」といった文言が加えられています。一般的に考えて、公的な機関や大きな企業については、簡単には「過度の負担」を合理的配慮を行わない口実にさせてはいけませんように思います。

なお、合理的配慮について、英語の原文では"Reasonable Accommodation"と表記されていますが、フランス語では、「道理にかなった修正」や「分別のある改修」などと言うそうです。

(2条)





「コミュニケーション」とは

コミュニケーション手段は、従来、音声言語じゆうらいなどが中心であり、それ以外の手話、点字、指点字や要約筆記などの手段、機器などによるサポートに対する理解がほとんどありませんでした。障害者には、その障害のために、日本語の正確な発声が難しい人や、文法に沿った文章ぶんぽうの作成が困難な人がいます。

この定義では、それぞれの障害者が普段用いているコミュニケーション手段及びコミュニケーションをサポートする機器の活用などを認めるべきであると指摘しています。

千差万別の障害者のコミュニケーション手段、その能力や対応への理解を促進し、介助機器を開発し、それらを使用することによってその障害が軽減されると述べられています。我が国においては、日常生活用具や補装具によって一定の福祉的な対応が行われていますが、これからはコミュニケーションの権利の尊重という考え方に立っての対応が求められるでしょう。

「言語」とは

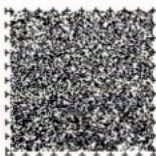
わが国は、言語とは日本語による音声言語のみであるという考え方でした。

この定義では、音声言語と同等の言語として「手話」がはっきり書かれるとともに、それ以外の点字や指点字などの非音声言語ひおんせいげんごも言語として定義されています。つまり、音声言語だけを言語とする考え方の誤りを指摘しているのです。

これまで、わが国の手話に対する施策は、福祉介助の一環とした位置づけになっていたため、参政権、生命、財産、権利に関わる基本的な情報・コミュニケーション保障のための手話通訳などは基本的には福祉介助のボランティアによるという考え方に基づいて行われてきました。

また、ろう教育の分野では、長年にわたって手話が言語として認められず、手話による教育の研究や実践が行われてきませんでした。

手話などを言語として認めることは、手話などによる情報保障、自己選択と決定を法的、行政的、社会的に保障すべきであることを意味しています。



(2条)



第3条には、この条約の8つの原則が定められています。7つある今までの国連の人権条約にはそれぞれの条約の原則は規定されていませんでしたので、原則が示されるということは大きな意味があります。これらの原則は、この条約が定めた権利がどのようなものなのかを解釈するときの指針^{ししん}となるととても大切なものです。

1つ目は、全ての人々が、人としての尊厳^{そんげん}が尊重され、自分のことは自分で決定し選択することや、人として自立することが尊重されること、です。

2つ目は、誰も差別をしないことと差別をされないこと（非差別）です。

3つ目は、全ての障害者が社会の一員として社会に完全に参加し、社会は全ての人を受け入れること（インクルージョン）、です。

4つ目は、全ての人々の違いを尊重し、障害者をありのままの姿で人類の一員として受け入れること、です。

5つ目は、この条約の定める社会生活のあらゆる面において、障害者も障害者ではない人と同じように機会が保障されること、です。

6つ目は、全ての障害者が、情報サービスや交通機関などのあらゆるサービス、公共の建物を利用できること（アクセシビリティ）、です。

7つ目は、男女の平等、です。

8つ目は、障害のある子どもの能力がきちんと尊重されて、自分のあり方を尊重されること、です。たとえば、ろうの子どもはろうの子どもとして手話などによる教育を受け、ろうの子どもであることを尊重されるということです。

全ての障害者が、ありのままの自分を尊重されながら、自己決定することや社会に参加をすること、そして、社会は全ての障害者を受け入れること、というこれらの原則は、障害者が障害のない人と共に暮らしていくために、これまでの社会のあり方を大きく変えるものです。この本の副題である「みんなちがって、みんな一緒」が原則なのです。

(3条)

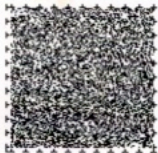




障害者に対しては、今まで憲法25条の「生存権」^{せいぞんけん}を基本とした福祉の制度によって日本の施策が進められ、「平等権」はあまり関心が払われてきませんでした。そこには、まず「最初から社会の造り方^{つく}そのものが、障害者には使えない、参加しにくくなっている」という認識が欠けていました。社会が最初に障害者を閉め出しておいて（あるいはスタートラインを後ろの方に定めておいて）、後から「障害」があるために働くことができずに収入が少ないので生活を助けてあげましょうとか、「障害」のために社会参加^{むずか}が難しいので、その参加の機会を優先的に与えてあげましょう、と言わんばかりに福祉の制度などを作り上げてきました。権利条約は、こうした社会の仕組み^{つく}そのものを造りかえることを求めているのです。

権利条約の「平等・非差別の考え方」には、「合理的配慮」(5条3項)が定められています。これは、誤った考え方^{あやま}から偏^{かたよ}って造られてしまった社会の仕組みを水平に戻すためのテコの役割になる重要な手段です。偏った社会の中では、働くことやいろいろな制度・サービスの利用ができづらくされている場合には、それができやすくなるように偏りを直す義務を、当然社会が負担しなければならないのです。日本には「障害者基本法」という障害を理由に差別を禁止する考え方を規定した法律がありますが、こうした考え方を示した規定だけでは社会の基本構造を変えることはできません。ですから、この条約を結んだ国は、法律や制度を作ったり変えたりして、差別をなくすために必要なことをしなくてはならないのです。さらにこうしたことを進める時には、障害者の意見を十分に反映するようにしなければならないのです。

(4条・5条)





障害のある女性、障害のある子どもの権利とはどういうものですか？

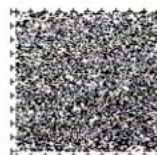
国連は1979年に女性差別撤廃条約、1989年に子どもの権利条約を採択しています。ですから障害者権利条約では、女性や子どもについて特別の条項を作る必要はない、という意見もありました。しかし、女性や子どもで、かつ障害があるということは、暴力・虐待・搾取・貧困なども含めた二重・三重の複合的な差別を受けることになりがちです。そこで、「第6条 障害のある女性」、「第7条 障害のある子ども」が設けられました。

第6条では、まず国が、障害がある女性が女性であるだけでなく障害という二重の差別を受けることを認識し、「すべての人権・基本的自由」を守る手段を講ずることを求めています。さらに第2項でも、女性が自らの力を高め、社会的地位を向上するための対策を国が採ることを求めています。

第7条第1項では、障害のある子どもも「すべての人権・基本的自由を有する」とし、第2項で、子どもにとっての「最善の利益」を考慮することを定めています。第3項では、自分に影響を及ぼすことについて、あらゆる子どもが「自己の意見を表明する権利」をもち、障害の状況や年齢など、必要に応じて「支援」が提供される権利も認められています。この「支援」が認められたことは、子どもの権利条約とは異なる大きな進歩です。

女性・子どもの権利については、第6条・7条だけでなく、前文や家庭・教育などの条項でも重要な視点が盛り込まれています。こうした内容を総合すると、「権利」の考え方そのものも女性差別撤廃条約や子どもの権利条約のレベルから格段に進歩し、障害への合理的配慮も明確に位置付けられ、21世紀ならではの人権条約と評価することができます。

(6条・7条)





障害者権利条約に書かれていることは、特別な権利ではなく、もともと全ての人に保障されている普遍的な人権であったはずで

す。しかし、社会全体の障害者に対する固定観念や偏見など否定的な意識は、今も払拭されずに厳然として存在し、障害者を悩ませているのが現状です

そのため、あらゆる障害者団体が、これまでながいあいだ、障害者に対する人権や差別に関する議論や活動を行ってきました。

障害者権利条約は、締結国に対して障害のある人の権利を認め、尊厳を尊重するよう促し、社会全体の意識を向上させるための効果的な啓発活動を行い、継続して行くことを求めています。

障害があることを悪いイメージで捉えるのではなく、技能や功績、あるいは能力を広く国民に伝え、少しでも社会に貢献できるということを社会全体が認識するための啓発活動は、必ず障害者に対する意識を向上させることにつながります。

障害者の人権や差別についての問題は、人と人との関係の問題でもあることを考えると、国や社会の責任だけで済ませてしまうことはできません。

国民の障害者に対する意識をもっと向上させていくためには、障害者自身一人ひとりが諦めずに、もっと大きな声で主張していくことも障害者の重要な役割となります。

国が障害者権利条約の批准に向けて、国内の法令を権利条約の内容にそって見直し、あるいは新しい施策を策定して、真に差別のない、障害者の人権が尊重される社会環境を創っていくには、政府と障害者が一緒になって、障害に対する前向きなイメージと社会の意識を向上させていくことが求められます。

(8条)

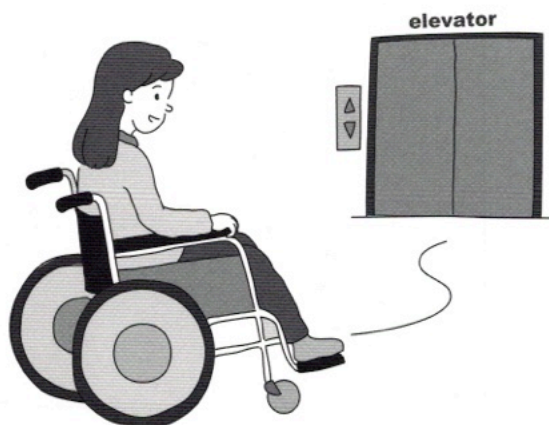




行きたい時に、行きたい所へ、安心して移動できること、あるいは文字や言語による情報を自由に得ることは、人が社会生活を営むための、もっとも基本的な権利の一つであります。条約では、こうした権利を保障するために、第9条に「アクセシビリティ」の項を設けています。そこでは、「障害者が自立して生活すること及び生活のすべての側面に完全に参加することを可能にするために、物理的環境、輸送機関、情報通信や他の設備及びサービスにアクセスすることを確保するための措置を講じる。」ことを、条約を結んだ国に求めています。

具体的には、①建物、道路、輸送機関、その他の屋内外の設備（学校、住居、医療設備及び職場を含む。）、②情報サービス、通信サービス、その他のサービス（電子サービスや救急サービスを含む。）に対して、適切な措置をとっています。さらにその措置は、「他の者との平等を基礎」にして、「都市と農村の区別」なく、アクセス可能なものにしなければなりません。

日本では、2006年に改訂された「バリアフリー新法」のもとで、交通施設や道路や建物の整備が行われています。鉄道駅にエレベーターが付けられたり、路線バスにノンステップバスが導入されたりしています。しかし今でも、特に地方では障害者が「他の者と平等に」交通機関や建物を自由に利用できませんし、情報へのアクセスの保障もまだまだ不十分です。障害者が、障害のない人と同じように社会に完全に参加するために、権利条約をテコにして、アクセシビリティに関する法制度などの見直しをすすめていかなければなりません。



(9条)

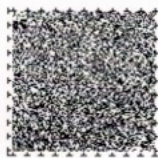




憲法は、国民が法の下に平等であるよう求めています。その平等の一つとして法的能力（法律上の主体であることや法律上の行為をする能力）の問題があります。これまで、障害者は能力自体がないと考えられてきましたが、現在では個人の能力の問題ではなく、社会環境が能力を発揮する機会を奪っている結果であるという考え方が強くなっています。その考え方を受けて、この新しい条約は、「法」が障害のある人も他の人と同様に「人」として扱わなければならないことや、「法的能力」を有していることを改めて確認しました。ですから、これを制限するような成年後見制度や精神保健福祉法上の保護者制度は、見直すことが求められます。たとえば、成年後見制度で後見人をつけた障害者は、投票する権利も選挙に立候補する権利もないのです。

また、人権が侵害されたり、損害を受けたり、または刑事事件の容疑者とされた場合など、裁判所による司法手続きによって公正な裁判がされなければなりません。しかし、その手続きを定める現在の訴訟法には、障害の存在を想定した規定がほとんど有りませんし、司法関係者の多くは障害について無知であったり、偏見を抱えていたりします。このような状況では、知的障害者を不当に誘導して有りもしない事件をデッチ上げるようなことも珍しくないと思われれます。このようなことを防ぐために条約は、司法へのアクセスと題して、司法機関が障害者に必要な手続き上の配慮をする事を義務づけています。そこで、障害者が裁判などの時に対等な当事者として活動できるだけの必要な物的、人的、技術的な支援を盛り込んだ法律の改正が求められるところです。

(12条・13条)





精神障害者は、嫌だ^{いや}といっても強制的に精神科病院に入れられたり、注射されたり、薬を飲まされたりしてきました。これは精神保健福祉法^{しんしんそうしつしや}や心神喪失者^{しんしんそうしつしや}等医療観察法^{とういりょうかんさつほう}などの法律によって、強制されてきたのです。こうした法律は世界各国に存在します。

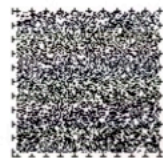
精神障害者の人権は法律によって否定されてきたのです。その上、日本は世界で一番精神障害者や知的障害者を精神科病院や施設に閉じ込めている国です。今、刑務所に入れられている人は約6万5千人。その5倍以上の35.3万人が精神科病院に入れられ、そのうち約半数が1日24時間365日、鍵^{かぎ}のかかった病棟^とに閉じ込められています。

精神障害者と他の障害者の仲間が努力した結果、条約はすべての障害者に障害のない人と差別なく人権をみとめ、障害を根拠として自由を奪われることを否定しました（14条）。また、強制医療は人としての完全性・統一性を侵害することであり、「拷問^{ごうもん}」あるいは「残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取りあつかい」であると位置づけられ、障害のない人と平等に、人としての完全性・統一性を犯^{おか}してはならないと定めたのです（15条、17条）。さらに、医療においては他の人と平等なインフォームド・コンセントの権利を保障し、リハビリテーション等についても自発的な利用を旨として計画が立てられることとなっています（25条、26条）。

条約4条は、締約国の義務として障害者差別となる法律等の修正廃止を求めています。精神障害をもつがゆえに、法により閉じ込められ医療を強制されてきた歴史に、条約によって今、終止符が打たれようとしているのです。

医療観察法、精神保健福祉法^{ていぱい}を撤廃するだけではなく、誰もが安心して医療や福祉を利用し、地域で暮らすことを権利として保障する体制が必要です。さらにそうした権利を誰もが主張できる支援体制もまた求められています。

(4条・14条・15条・17条・25条・26条)



日本をはじめ、世界中で、多くの障害者は施設や病院での生活を余儀なくされてきました。このような状況を変えるために条約は次のように定めています。

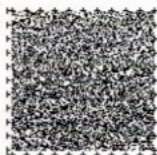
障害者も、ほかの障害のない人と同じく、自分で選んだ場所で好きな人と自分の望む生活をする権利があり、条約を結んだ国は、障害者のこのような権利を実現する責任があります。その責任のなかには、「地域であたりまえに暮らす」ということが障害者の当然の権利であることを障害のない人たちにもきちんと理解してもらうこと、障害者の地域での自立生活が実現するように自治体を指導すること、そのために必要なお金は国も自治体も出すこと、などが含まれるでしょう。

また、条約を結んだ国は、特に、

- (a) 障害者が、望まない入所施設や病院での生活を、強制されないようにすること。
- (b) 障害者が、地域で自立して暮らすために必要な福祉サービスを、きちんと使えるようにすること。(そのような福祉サービスには、欧米では「パーソナルアシスタンス」と呼ばれる介助サービスも含まれることが特記されています。)
- (c) 障害者が暮らす地域の公共サービスや施設を、障害のない人と同じように、快適に使えるようなものにする。

などのようなことが、きちんとおこなわれるようにしなくてはなりません。

(19条)



けんりじょうやく ひじゅん む ちいき かいさい
権利条約の批准に向けて「地域フォーラム」の開催

わが国が権利条約に批准し、国内で条約を実施していくためには、国や全国的な障害者団体の取り組みとともに、地域での取り組みが大切です。

権利条約に定められたことを、遠い国連の問題としてでなく、身近な地域の課題として、私たちの住む町で実現していくため、JDFでは、地域の障害者団体・関係団体の手による「地域フォーラム」（条約の批准と実施をテーマにした講演、シンポジウムなどの集い）を日本各地で開催しています。

「地域フォーラム」の開催を通じて、条約の批准に向けた動きを日本中に広めるとともに、各地での障害者団体の連携や、障害者団体と行政とのパートナーシップを形作っていきけるよう取り組んでいます。

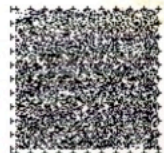


「地域フォーラムin東海」の模様
 (2008年2月)

「地域フォーラムin北海道」の模様
 (2008年3月)



Yellow Ribbon





この条項は、聴覚障害者にとって非常に重要なものであり、広範囲にわたり、私たちが社会において活動する際の情報の取得やコミュニケーションを、完全に保障すべきことを示しています。具体的に言えば、聴覚障害者の場合は、社会生活のあらゆる場面において手話通訳、要約筆記や文字による表示を保障することです。

このように、情報・コミュニケーションの保障は、聴覚障害者の社会参加にとってなくてはならないものであり、基本的人権そのものです。

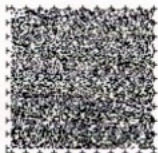
この他、条項の中に「手話の使用を承認し及び促進すること」という条項がありますが、これは、労働、教育など暮らしに関わりの深い場面において手話を使用する権利を認めるものです。このことは、国や都道府県などは手話通訳者を養成し、司法・医療・政治・選挙・緊急時などすべての公共サービスにおける手話通訳を保障する必要があることを意味しています。

また、ろう児は昔のように口話を強制され、あらゆる学校で手話の使用を禁止されるべきではありません。そして、ろう児の集団において手話教育を受ける権利があります。

条約では、情報アクセシビリティを権利として確立させるという新しい考えを示していますが、聴覚障害者のテレビ放送の受信について、2011年のテレビのアナログ放送が終了することにより、これまで見ることができたアナログ放送による字幕放送が見られなくなるという大きな問題が生じています。

地上デジタル放送のバリアフリー化においても、条約の理念にそって、テレビ放送の全ての番組に手話、字幕、解説放送を挿入すべきです。

(21条)





障害者権利条約の第20条では、障害者ができる限り自立して移動しやすくすることについて述べています。

私たち視覚障害者に関して言えば、この部分はいつも訴えている「外出権」や「移動権」の問題をあげることができます。

単独での移動や^{もろどうけん}盲導犬・ガイドなどといつどんなきにどこへでも移動できるようになることをうたっていると思われまし、これにかかる経費も妥当なものとして考える必要があると思います。

質の高い移動技術の提供については、とりもなおさず、質の高いガイドヘルパーの育成と考えられるのではないかと思います。

さらに、関連する課題としては、外出に関するハードの部分、特に駅でのホームドアや転落防止^{さく}柵などを考えずにはられません。これらを奨励^{しょうれい}するためには、鉄道業者に働きかけを行うと共に、経費的な側面での補助なども推進されて行くべきだと考えます。

第21条では、障害者自らが選んだコミュニケーションの形による、表現と意見の自由について述べています。

点字・音声コード・代筆や代読などもこれに含まれるわけで、これらを充実させることが重要と考えます。

視覚障害者にも使用が簡単なテレビやラジオの機器本体の改善もこれに含まれると考えられます。

さらに、インターネットや放送において、視覚障害者が容易にアクセスできるようにすると共に、ソフト開発なども考慮して行かなければならないと考えます。放送では、副音声による解説放送なども当然のこととして実現されるべき内容として考えます。

(20条・21条)





みなさんは「盲ろう者」をご存知ですか。視覚に障害があり（盲人）、かつ、聴覚にも障害がある（ろう者）人のことです。有名な盲ろう者には、みなさんもよくご存知のヘレン・ケラーがいます。

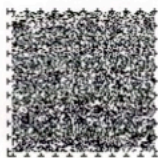
盲ろう者は、視たり聞いたり、話すこともできないため、外の情報を取り入れる手段や自己表現する方法などが大変ユニークです。

盲ろう者のコミュニケーションの方法には、手話や触手話（相手の手話を盲ろう者が自分の手で触るようにして読み取る方法）の他、点字や文字を応用した方法（触覚コミュニケーションともいう）、身振りサイン等、盲ろう者個々のニーズに合わせてさまざまなものがあります。一口に盲ろう者といっても、視力や聴力の程度によって、幅が広いのです。

また、「移動」、つまり「外出時の歩行」の方法についても、盲ろう者の場合あまり知られていません。視ることも聴くこともできないと単独での外出歩行は困難です。でも、盲ろう者も、盲ろう者とコミュニケーションが可能なガイド・ヘルパー、つまり、触手話や手書き文字などの触覚コミュニケーションができるヘルパーがいれば外出できます。こうしたヘルパーは非常に少ないのが現状ですが、ようやく日本でも「通訳・介助員」制度ができました。それを利用することで、盲ろう者の多くは自分の意思で日常生活を送り、社会に出るようになりました。まさに、「光」が当たり始めたといってよいでしょう。

「移動の自由」や「情報の保障、表現の自由」等の権利が保障されれば、今は家庭や施設で眠っているであろう盲ろう者が目を覚ますでしょう。そして、友人と映画を見たり、働いたり、はては、国会で活動をしたり…。あちこちで盲ろう者が活躍している姿が当たり前になる日が、1日も早く来ることを願っています。

(20条・21条)





知的障害者にとって、今の日本には、むずかしい情報がいっぱいあります。わかる情報は非常に少なく、制限があります。学校や福祉関係者によって、決まった情報しかえらべないことがたくさんあります。多くの知的障害者は、いつの間にか特殊学級に入り、養護学校に進学します。進学とか就職とか、自分でえらびたいけど、情報がありません。

多くの人たちは、「知的障害者＝自分で考えることができない人」だと思っ
ていませんか。TVドラマの中で、知的障害者は^{じゅんすい}純粹で美しくつくられていま
す。知的障害をもつ友だちは、「知的障害者は、ああではない」といいます。
障害が重い軽いにかかわらず、いつも^{まわ}周りの人たちのことを気にしながら、い
ろいろ考えて生きているのです。わかりやすい情報があれば考えることもでき
るし、自己決定できる範囲も広がっていくと思います。自己決定がむずかしい
と^{なや}悩んでいる仲間に、支援することができると思います。

知的障害者は、社会の一員としてみられていないと思います。だから、むず
かしい情報だけを流して、行政やマスコミが配慮しなくても、世の中の人があ
まり気にしてくれません。この条約でも「手話」や「点字」などはすぐにみつ
かりますが、「^{へい}平易な言葉」はやっと2条にみつけることができます。しかも、
「^{へい}平易な言葉」は、知的障害者にとって「^{やさ}やさしい言葉」ではないのです。

知的障害者は、障害の程度もいろいろ違うので、それぞれの支援者に情報を
わかりやすくしてもらいます。情報の支援は「人」による支援が必要ですが、
同時に支援者の考え方も入ってきます。支援者を信頼して^{わけ}いない訳ではありま
せんが、自分たちの力でわかる情報が、もっと欲しいのです。そのために、積
極的に街の中で暮らして、「自分たちには必要な情報があり、情報があれば自
己決定できる」ということを社会の人たちにみせて、社会を変えなくてはなり
ません。条約の「^{へい}平易な言葉」を、積極的に活用できるかどうかが課題だと思
います。

(21条)





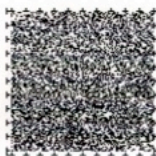
障害者権利条約の教育に関する条文を順守するために、日本政府は教育に関する政策を大きく変える必要があります。

教育に関する第24条は、「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度」を締約国は確保するとしています。これは、教育の様々な段階で、障害のある子どもも、ない子どもも一緒に学べるように政府はしなければならないということの意味しています。さらに、地域の中でインクルーシブな教育が受けられることと、個人の必要に応じた「合理的配慮」があることを条約は求めています。これまでの「分けること」を前提とした仕組みを根本的に変える必要があります。そのためには、特に関係する学校教育法と学校保健法の改正が欠かせません。

また、この条約は、盲やろう、盲ろうの子どもたちについては、最も適切な教育環境での教育を求めています。それは具体的には、特別支援学校（盲学校、ろう学校）の場合があります。地域の普通学校に行くのか、盲学校やろう学校に行くかを教育委員会が決めるのではなく、子どもたちや保護者が選択できるようにしなければなりません。また、ろう教育は、「手話の習得」と「ろう社会の言語的なアイデンティティの獲得」を保障する教育でなければならず、これまでの口話を重視し、手話を否定、軽視するろう教育は、見直されなければなりません。

なお、2007年9月に公表された政府仮訳の教育に関する条文では、「インクルーシブな教育制度」を「障害者を包容する教育制度」と訳したり、「deafblind」を聴覚障害と視覚障害の「重複障害のある者」としたりなど、翻訳の問題点が目立っているため、批准に向けて、政府仮訳の修正が必要です。

(24条)



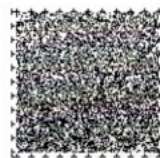


第27条〔労働及び雇用〕では、締約国（条約批准国）に対して、他の者と平等に障害者の労働の権利を認めることとしています。その権利を保障・促進するため、あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用継続、昇進ほか）に関し、障害に基づく差別を禁止することなど、11項目の措置をとることを求めています。

「あらゆる形態の雇用」には、企業等での雇用だけでなく、一般就職が困難な重度障害者のための保護雇用（わが国の福祉的就労の一部もそれに該当）も含まれます。国際労働機関（ILO）の「障害者の職業リハビリテーションに関する勧告」（1955年）によれば、保護雇用されている障害者にも、一般労働者と同様、「賃金及び雇用条件に関する法規を適用すべきである」とされていますが、わが国では福祉工場を除き、授産施設や小規模作業所で就労する障害者には、「労働者性」がないとして、労働法は適用されないことになっています。そうした状況を是正するには、主として就労機会の提供を目的とした施設については、雇用施策のなかに位置づけることが求められます。

また、一般雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用率制度を中心に進められていますが、同制度の主目的は量としての雇用の確保をはかることであって、必ずしも「採用や雇用の条件」といった雇用の質を確保することではありません。したがって、雇用の量だけでなく、その質を確保するとともに、障害者にとって働きやすい、働き続けられる労働環境を整備することが必要であり、そのための「合理的配慮」を確保するなど、同法の見直しが求められます。

(27条)





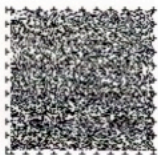
選挙の投票をする、選挙に立候補する権利は全ての人に平等に与えられています。日本の憲法や国際人権規約の中の自由権規約にそのことははっきりと書かれています。それが、今回改めて障害者権利条約に書き込まれた理由は为什么呢？

日本は民主主義、国民主権の国です。本当は全ての人々が政治に参加し、全てのことを決めていけばよいのですが、全員が参加することは実際には無理なので、私たちの代表を選挙で選び、国会を作って政治を進めています。その代表を選ぶ選挙に一部の人々が参加できず、また、代表を選ぶために必要な情報が与えられていなかったらどうなるのでしょうか？ それは選挙に完全に参加で出来なかった人の基本的人権を損なうと同時に、全ての人々が参加して決定するという民主主義、主権在民の国の形そのものを傷つけます。

日本の選挙制度は公正・公平を建前にしていますが、多くの障害者には非常に不公正・不公平な制度です。全ての人々が投票所に来ることができ、字が書け、読めることを前提にしています。選挙についての情報は全ての人が見ることが出来る、聞くことが出来ることを前提にしています。そのような前提から外れる障害者は、無理な姿勢で時間をかけて投票用紙に名前を書き、手話や字幕もない政見放送の候補者の口元だけを見えています。精神科病院に入院している障害者は投票する機会がない場合も多いです。

政治的、公的参加はその参加を公正・公平に保障することが何よりも大切です。憲法に明記されながら、今、障害者権利条約で改めてそのことを問題にしなければならないのが日本の現状です。政治や選挙で国民一人ひとりが平等の権利を持つことは、すぐに、そして完全に実現されなければならない権利です。

(29条)





私たちは、就労^{しゅうろう}などの社会活動を中心にして日々の生活を組み立てています。その日々の生活を維持し豊かなものにするために、文化・スポーツ活動を行っています。そして、この活動自体は、人間の基本的欲求として誰にとっても必要不可欠なものとして営まれています。

条約では、これらの活動への障害者の参加とともに、もてる潜在的^{せんざいてき}能力を開発し活用することを可能とするため、適切な措置をとることを求めています。

わが国では、障害者基本法（第22条）において、「国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成^{こうせい}その他必要な施策を講じなければならない。」とされ、関連法制度といっしょに、促進^{そくしん}されています。

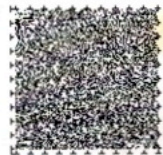
現状はどうでしょうか。例えば、印刷物では点字や音声情報が用意されるようになりました。放送では字幕放送、解説放送が広がってきています。

しかし、これらの配慮は、主に視覚・聴覚障害向けのものであり、その範囲も、手話放送^{いぜん}が依然として少ないなど、質・量ともにまだまだ限定的です。また、映画やDVDなど放送以外の映像作品への情報保障、文化的作品^{きょうじゆ}を享受する権利と著作権法などの知的財産権を保護する法令との兼ね合いなども課題としてあげられます。

スポーツの例を見ると、パラリンピックなどの障害者スポーツが多くの人々に知られるようになりましたが、障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツはまだ普及していません。

文化・スポーツ活動への参加は、その国の障害者の理解^{どあ}の度合いと社会の成熟度を反映するものと言えます。障害者が社会の一員として役割を果たしながら等^{ひと}しく参加できるように、国民の意識向上^{はか}を図るとともに、不合理な制度の改善を進めることが求められています。

(30条)





障害者が身近な国際協力として目にするのは、途上国から来日した障害者リーダーの研修や、欧米の障害者を招いてのセミナーの開催です。アジア太平洋障害者の十年が始まって、特にアジアからの障害者を中心とする国際協力の機会はとみに増えています。障害者団体との交流のため海外に行くことも国際協力活動です。また札幌での2002年のDPI世界会議が、障害者にとっての国際協力元年とも言われています。

障害者に関する国際協力でも、研修や講演に呼ばれるのは障害のない専門家が多かったのですが、「我われ自身のことは我われが決める」という権利条約の精神でいえば、障害者自身が出て行くことがあたりまえのはずです。国際協力に参加する障害者は、自分に必要なさまざまな措置を、条約でうたわれている「合理的配慮」や「権利」として堂々と要求しましょう。

また、条約では、国際的な開発計画を作るときは、最初から障害者のことを考えて計画を立てて実行するように規定しています。今までは障害者を考えないで作られた開発計画がほとんどで、障害者は一般の計画から取り残されてきました。それがますます障害者と障害のない人の差を広げたのです。だから条約は、最初から障害者のことをきちんと考えて計画を立てるべきだと決めたのです。

また、ダムや道路の建設などの経済開発だけでは、途上国の障害者を含む貧しい人たちの地位の向上が見られなかったために、社会開発の必要が叫ばれています。それには、障害者の人的開発も大切であり、障害者の能力の強化は障害者自身によって取り組まれなければなりません。最近では嬉しいことに、JICA（国際協力機構）では障害当事者も専門家として途上国に派遣されるようになりました。国際開発や国際協力は障害者自身の仕事でもあるのです。

(32条)





第33条は、国内で条約が適切に実施されているかを監視していくための仕組みをどのようにつくればいいかを3点定めています。

1つ目は、さまざまな省庁がある政府内の調整のための仕組みとして、政府内に中央の連絡先をかねた中心的機関をつくる必要があるとしています。今は、内閣府に障害者施策推進本部があり、そのもとに障害者施策の担当室があります。中心的機関には、障害者関係の法令や制度を個別の問題ごとに担当する各省庁に対して、障害者に関する法令や制度がチグハグにならないように権限のある調整機能と役割が期待されているのです。

2つ目は、この条約の実施を促進し、保護し及び監視するための「独立した仕組み」を設置することが定められています。「独立した仕組み」とは何でしょうか？

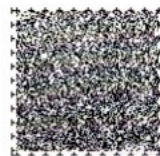
1993年、国連人権委員会は「国内人権機関」のガイドラインとして策定された「パリ原則」（1993年）を採択しました。「パリ原則」は、各国に対して独立性のある「国内人権機関」の設置を求め、主な役割として、①差別や権利侵害に対する救済、②条約などに基づく国内の法令や政策の実施状況の監視、③政府や国会への意見の提出、の3点を定めています。

日本の場合、「独立した仕組み」を実現するにはどのような方法があるのでしょうか。公正取引委員会のように内閣府の「外局」に設置される障害者権利委員会（仮称）が「パリ原則に基づく国内人権機関」に当てはまるでしょう。

3つ目は、条約の実施状況のプロセスに障害者及び障害者を代表する団体等の参画が必要であるとしており、この点もとても大切なことです。

このような「国内の実施・監視の条項」は、これまでの国連の人権条約には明文化されていませんでした。それだけにこの条項が大きな期待を集めています。

(33条)





障害者権利条約は、日本が批准^{ひじゅん}して公布したら、国内法としての効力を有します。ここでいう「批准^{ひじゅん}」とは、条約を守るという国の意思を最終的に表す行為です。日本では、条約は憲法よりも下位ですが法律より上位です。このため、日本が障害者権利条約を批准^{ひじゅん}するためには、条約規定に合わない法令とその運用を変更しなければなりません。新たな法律の制定が必要になることさえあります。

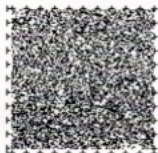
障害者権利条約の大きな特徴の一つは、主要な人権条約としては初めて、国内における条約の実施^{かんし}と監視^{かんし}についての独立した規定（第33条）を設けたことです（詳しくは、国内実施の項目（P.41）をご覧ください）。この条項の義務をどのようにして果たすか。それが条約の批准^{ひじゅん}に向けた日本の検討課題の一つです。

この条約は、他の主要人権条約がそうであるように、国内で条約がどのように実施されているのかを国際的に審査する「報告制度」を設けています。その審査を担当する「障害者権利委員会」は、各国から選ばれた「個人の資格^{しよく}で職務^{むすいこう}を遂行する」委員でつくられます。

この委員会は、個人や集団が委員会に人権侵害を訴えることができる「個人通報制度」と、委員が国の重大な人権侵害を調査できる「調査制度」の運用も担当します。これら2つの制度は、障害者権利条約を結んだ国が、自由な選択で結べる「選択議定書^{せんたくぎていしょ}」に定められています。

では、この条約の実施にとって、基本的に何が重要なポイントになるのでしょうか。それは条約のいたる所で強調されているように、障害者自身^{はつき}がその過程に参加することです。条約の策定過程において見事なまでに発揮した障害者自身の力は、もちろん条約の実施過程においても必要となります。さまざまな障害当事者が関与しながら、この条約の内容を国内で実現することが何よりも重要と言えるでしょう。

(33条・34条・35条・36条など)



しょうがい ひと けんり かん しょうやく
障害のある人の権利に関する条約(条文タイトルのみ)

前文

- 第1条 目的／第2条 定義／第3条 一般原則／第4条 一般的義務／
第5条 平等及び非差別〔無差別〕／第6条 障害のある女性
第7条 障害のある子ども／第8条 意識向上
第9条 アクセシビリティ
第10条 生命に対する権利／第11条 危険のある状況及び人道上の緊急事態
第12条 法律の前における平等な承認／第13条 司法へのアクセス
第14条 身体的自由及び安全
第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは
刑罰からの自由
第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由
第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護
第18条 移動の自由及び国籍
第19条 自立した生活〔生活の自律〕及び地域社会へのインクルージョン
第20条 個人の移動性／第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス
第22条 プライバシーの尊重／第23条 家庭及び家族の尊重
第24条 教育／第25条 健康
第26条 ハビリテーション及びリハビリテーション
第27条 労働及び雇用／第28条 十分な生活水準及び社会保護
第29条 政治的及び公的活動への参加
第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
第31条 統計及びデータ収集／第32条 国際協力
第33条 国内的な実施及び監視〔モニタリング〕
第34条 障害のある人の権利に関する委員会
第35条 締約国の報告／第36条 報告の検討
第37条 締約国と委員会との協力／第38条 委員会と他の機関との関係
第39条 委員会の報告／第40条 締約国会議
第41条 寄託先／第42条 署名
第43条 拘束されることについての同意
第44条 地域的な統合のための機関
第45条 効力発生／第46条 留保／第47条 改正
第48条 廃棄／第49条 アクセシブルな様式／第50条 正文



にほんしょうがい
日本障害フォーラム (JDF) について

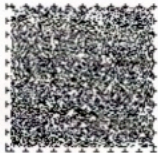
構成団体

- 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人 日本盲人会連合
- 財団法人 全日本ろうあ連盟
- 日本障害者協議会
- 特定非営利活動法人 DPI日本会議
- 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
- 社団法人 全国脊髄損傷者連合会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
- 全国「精神病」者集団
- 社会福祉法人 全国盲ろう者協会
- 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

設立の経緯と目的

JDFは、「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）」最終年事業の実施にあたって国内の主要な障害者団体・関係団体が幅広く連携したことが契機となり、準備会としての活動を経て、2004年10月に正式に設立されました。

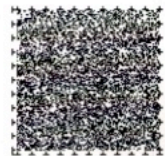
JDFは、障害者団体を中心として連携し、第2次「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」及び国内の障害者施策を推進するとともに、障害者の権利の推進を目的としています。



事業

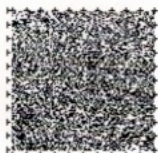
JDFが取り組んでいる事業は主に以下の4つです。事業推進のための専門委員会を設け、各団体より委員を選任して活動しています。

1. 国連・障害者の権利条約の推進
2. 第二次「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム（APDF）」に関すること
3. 「障害者基本計画」をはじめとするわが国の障害者施策の推進
4. 障害者の差別禁止と権利に係る国内法制度の実現

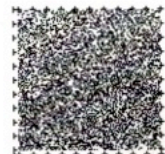


けんりじょうやく 権利条約をめぐると JDF の活動
 けいか かつどう

	国連等の動き	国内・JDF関連のおもな動き
2001	(12月) 国連総会で障害者の権利条約に関する特別委員会の設置が決まる	
2002	(8月) 第1回特別委員会開催 NGOの参加などをめぐって論議	(10月) 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム (DPI世界会議札幌大会・アジア太平洋障害者の十年キャンペーンNGO会議大阪大会など) が日本国内で開催され、JDFの母体が構成される。(JDF準備会)
2003	(6月) 国連ESCAP (アジア太平洋経済社会委員会) の専門家会議で権利条約に関する「バンコク勧告」が出される。 第2回特別委員会開催 交渉の草案を作るための作業部会の設置を決定 (10月) ESCAPワークショップ (バンコク) 開催。アジア太平洋発の条約草案となる「バンコク草案」を採択	
2004	(1月) 特別委員会作業部会開催 「作業部会草案」が作成される (6月) 第3回特別委員会開催 (8月~9月) 第4回特別委員会開催 草案の前半部分について公式協議による二度目の読会と、第1条~第7条4までについての非公式協議を行う。委員会会期中にJDF準備会主催で、「合理的配慮」等をテーマにサイドイベントを行う	(2月) 障害者権利条約セミナー開催 (東京) (8月) 障害者権利条約地方セミナー (京都) (10月) JDF正式発足、記念イベントとして障害者権利条約と国内課題をテーマにセミナーを開催 (東京) (11月) 「合理的配慮」をテーマに外務省・内閣府及び関係省庁との共同勉強会を開催



	国連等の動き	国内・JDF関連のおもな動き
2005	<p>(1月) 第5回特別委員会開催 第7条5～第15条冒頭 までについて非公式協 議を行い、大枠での合 意形成を目指す</p> <p>(8月) 第6回特別委員会開催</p> <p>(10月) 作業部会草案に変わる 議長草案発表</p>	<p>(2月) 超党派の国会議員による 「国連障害者権利条約推 進議員連盟」が発足</p> <p>(3月) セミナー「障害者の権利 保障～権利条約とADA」 を開催（衆議院第1議員 会館。議員連盟・JDF共催）</p> <p>(7月) 政府との意見交換会</p> <p>(10月) JDF一周年イベント開催</p>
2006	<p>(1月～2月) 第7回特別委員会開催 JDFの構成団体である全難 聴が主催し、JDF共催によ るサイドイベントを開催</p> <p>(2月) 議長草案修正ワーキン グテキスト発表</p> <p>(8月) 第8回特別委員会開催 条約草案が盛り込まれ た報告書を採択</p> <p>(12月) 国連総会で条約採択</p>	<p>(1月) 政府との意見交換会</p> <p>(7月) 政府との意見交換会</p> <p>(12月) JDF主催条約採択を祝 う会。関係議員や政府 関係者など100名</p>
2007	<p>(3月) 条約への署名を解放</p>	<p>(6月) 議連主催の条約報告会 に参加</p> <p>(8月) 政府との意見交換会</p> <p>(9月) 政府、条約に署名(28日)。 JDF、署名に対する声明 および署名に伴う政府仮 訳に関する意見を発表</p> <p>(10月) 議員連盟総会</p>
2008	<p>(5月) 4月3日批准国が20を 超え、5月3日に発効。</p>	<p>(2月) 政府との意見交換会（内 閣府中心）</p> <p>(2月) JDF地域フォーラムin 東海開催</p> <p>(3月) JDF地域フォーラムin 北海道開催</p> <p>(5月) 政府との意見交換会（厚 労省中心）</p>



監修および執筆協力者

監修

東 俊裕(ひがし としひろ)

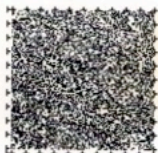
特定非営利活動法人 DPI日本会議
弁護士。熊本学園大学教授。車いすを利用する障害当事者です。国連障害者の権利条約特別委員会では、JDFの推薦で日本政府代表団の顧問をつとめました。

執筆協力者(敬称略・あいうえお順)

安藤 豊喜(あんどう とよぎ)	財団法人 全日本ろうあ連盟
池原 毅和(いけはら よしかず)	東京アドヴォカシー法律事務所
石野 富志三郎(いしの ふじさぶろう)	財団法人 全日本ろうあ連盟
石渡 和実(いしわた かずみ)	日本障害者協議会
岡部 耕典(おかべ こうすけ)	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
小川 榮一(おがわ えいいち)	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 /日本障害フォーラム(JDF)代表
尾上 浩二(おのうえ こうじ)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
門川紳一郎(かどかわ しんいちろう)	社会福祉法人 全国盲ろう者協会
川島 聡(かわしま さとし)	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
金 政玉(きむ じよんおく)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
崔 榮繁(さい たかのり)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
佐々木信行(ささき のぶゆき)	ピープルファースト東京
新谷 友良(しんたに ともよし)	社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
鈴木 孝幸(すずき たかゆき)	社会福祉法人 日本盲人会連合
竹下 義樹(たけした よしき)	社会福祉法人 日本盲人会連合
藤井 克徳(ふじい かつのり)	日本障害者協議会
妻屋 明(つまや あきら)	社団法人 全国脊髄損傷者連合会
長瀬 修(ながせ おさむ)	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
中西由起子(なかにし ゆきこ)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
野崎 吉康(のざき よしやす)	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
東 俊裕(ひがし としひろ)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
松井 亮輔(まつい りょうすけ)	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
三澤 了(みさわ さとる)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
山本 眞理(やまもと まり)	全国「精神病」者集団

JDF「みんなちがってみんな一緒!障害者権利条約」編集委員会

責任者 河原 雅浩(かわはら まさひろ)	財団法人 全日本ろうあ連盟
尾上 浩二(おのうえ こうじ)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
崔 榮繁(さい たかのり)	特定非営利活動法人 DPI日本会議
田所 裕二(たどころ ゆうじ)	社団法人 日本てんかん協会(波の会)
原田 潔(はらだ きよし)	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



みんなちがってみんな一緒！障害者権利条約

発行 日本障害フォーラム(JDF)
東京都新宿区戸山1-22-1
(財)日本障害者リハビリテーション協会内
(TEL)03-5273-0601 (FAX)03-5292-7630

発行日 2008年5月3日

編集 日本障害フォーラム(JDF)
「みんなちがってみんな一緒！障害者権利条約」編集委員会

印刷・製本 (株)港洋社

デザイン 有限会社NATORIC

イラスト 若杉さえ子

編集後記

皆さん、この冊子を読んでもくださり、ありがとうございます。障害者権利条約にはどのようなことが書かれているのか、なぜ、この条約ができたのか、この条約の理念を実現させるためにはどうすればいいのか、理解していただけただけでしょうか。私たちは、一人でも多くの方々にこの冊子を読んでいただき、私たちの、障害のある人もない人もともに安心して暮らすことができる社会の実現を目指しての運動を支援してくださることを期待しています。

この冊子を作ることが決まったのが昨年暮れで、時間の関係上、本当に発行できるのか気をもみ続けていましたが、何とか発行に漕ぎ着けてホッとしています。

最後に、今回の編集にあたり、突然の依頼にも関わらず快く協力してくださった執筆協力者の皆様に、心よりお礼を申し上げます。(河原)

この冊子の内容に関して、ご質問やご意見を JDF までお願いいたします。お待ちしております。

視覚障害その他の理由で活字のままこの冊子をご利用できない方のため、営利目的の場合を除き、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めます。JDF までご連絡ください。また、この冊子(文章のみ)のテキストファイルをご希望の際もご連絡ください。



Nothing About Us Without Us!



社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本盲人会連合会
財団法人全日本ろうあ連盟
日本障害者協議会
特定非営利活動法人DPI日本会議
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

社団法人全国脊髄損傷者連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会
財団法人日本障害者リハビリテーション協会
全国「精神病」者集団
社会福祉法人全国盲ろう者協会
社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

頒価 500円

この冊子は(財)キリン福祉財団、(財)損保ジャパン記念財団、(財)ヤマト福祉財団の助成事業によって作成しました。